江戸期貨幣制度の一考察

三上隆三

I はじめに

日本が太平洋戦争=第二次世界戦争の完敗から立直り、国際通貨基金 IMF という国際社会への復帰・加盟が認められたのは1952(昭和27)年である。この時の日本貨幣・円の実力= IMF 平価は金2.46853ミリグラム、すなわち 1ドルに対し360円であった。その後における国民の努力によって、1988(昭和63)年 1月4日には、1ドル=120円45銭というレートをマークするまでになった。円の価値が 3 倍になったということである。この円の消長が象徴しているように、このところ日本は世界での経済大国であると認識され、アメリカを中心にする西欧社会では、日本社会の本格的研究がなされている。その成果としては E. E. Vogel: Japan as Number One, Lesson for America, 1979.(広中和歌子・木本親子訳『ジャパン・アズ・ナンバーワン』 1979)とか P. Kennedy: The Rise and Fall of the Great Powers, 1987.(鈴木主税訳『大国の興亡』 1988)といった日本成功物語や、それから一歩踏みこんで日本警戒を告げる D. Burstein: Yen! Japan's New Financial Empire and its Threat to America, 1988.(鈴木主税訳『Yen! 円がドルを支配する日』 1989)といった内容のものまで上木されている始末である。

欧米学者による日本研究の結論の一つは、世界での経済大国になったという 日本の経済的成功の秘密をとく鍵は江戸期にあったという認識である。つまり 明治維新以降の急激にして全面的な西洋文物の導入に成功し、日本資本主義の 発展を可能にした基礎は、既に江戸期において相当に形成されていたというの である。したがって江戸期経済社会の研究ということが世界における重要テー マのひとつになっている。最近、全8巻からなる『日本経済史』が岩波書店か ら刊行されている。岩波書店といえば1932・33=昭和7・8年にかけて『日本 資本主義発達史講座』を上梓した企業であることは周知のところである。これ は年々軍国主義とともに強化され絶対化された皇国史観による思想統制・弾圧 の嵐のなかにあって、あえて官権による発売禁止の危険をおかしての行動であ る。というのも『日本資本主義発達史講座』は日本資本主義礼讃ではなく、半 封建的資本主義という規定が明示しているように、日本資本主義経済の矛盾分 析にあった。したがってこれは幕末以降を研究の対象とし、研究成果の第一義 的発表対象は日本国民であった。ところが全8巻シリーズの『日本経済史』の 第1巻は『経済社会の成立・17・18世紀』と題され、江戸全期を対象とする研 究がなされている。日本資本主義の研究が幕末からではなくて、江戸全期をカ バーして始められるということは、上述の国際的な日本研究動向に対応するも のと理解することができよう。そして『日本資本主義発達史講座』がその読者 層を日本に求めたに対し、この『日本経済史』はこれを世界に求めているもの ということができる。

因みに明治以降の資本主義経済社会形成の地ならしを行ったのが江戸期経済社会であることはこれを認めなければならない。そしてこの江戸期経済社会形成に不可欠にして決定的な要因として機能したものは貨幣である。換言すれば江戸期の経済社会は世界的水準をいく貨幣的経済を樹立していたのである。ところでこの江戸期の貨幣的経済は江戸期以降に形成されたものではない。室町期のそれを継承し発展させたものである。室町期の貨幣的経済なしには江戸期貨幣的経済の量質は達成されなかったはずである。この室町期の貨幣的経済は、実は不可解なことなのだが、中国銭を中心とする渡来銭によって形成されたものであるにもかかわらず、合銭(ゴオセン)に象徴される高度の質をもつものであった。この合銭とは内容において、17世紀はロンドンのゴールド・スミス

が発見したという法則,現代金融論が支払準備率の原理とよんでいるものと瓜二つであって,これを土倉(どそお)の原理とよびたいのだが,この法則を15世紀に発見・駆使するという世界的水準をいく貨幣的経済を確立していたのである。したがって日本資本主義の研究には江戸期経済社会の研究が必要であると同程度に,日本最初の,そして現在にまでつづくものとしての貨幣的経済を樹立した室町期経済社会の研究が必要であるというのが私見なのである。それはそれとして,日本経済社会の研究の不可欠的前提としての江戸期研究の位置づけという国際的動向にかんがみ,この視点にたちながら以下において江戸期貨幣制度の考察をこれまでの研究において軽視ないし見落されてきた点に焦点をあわせてこころみてみたい。

Ⅱ三貨制度

ここに江戸期貨幣制度というのは、江戸幕府が開かれる以前、すなわち関ケ原戦に勝って政権を実質的にわがものとした徳川家康が、その翌年の1601(慶長6)年に、全国的通用力をもつ貨幣の鋳造・発行を開始して以来、江戸幕府が崩潰する1868(慶応4)年――より正確には1871(明治4)年――にいたるまでの、およそ270年にわたり維持された貨幣制度を指す。その江戸期貨幣制度は、一般的に三貨制度とよばれているように、金と銀と銅とを主素材とする三種の貨幣――大まかに云えば金貨・銀貨・銅貨を、相互間に主従・本位補助の関係ではなくて、全く対等にそれぞれ本位貨幣そのものとして規定し、それらを包括・統合するものであった。誤解をおそれずに、あえて簡単に申せば、室町期以降の特に戦国時代に自然発生的に、そしてそれぞれ独自に普及・形成されてきた金貨・銀貨および銅貨=銭貨の鋳造・流通ルールを江戸幕府権力の統制下におさえるべく、幕府にとっては既存・所与のものを公鋳貨幣によって機械的に寄せあつめたものであるにすぎない。

上述の命題を幕府の立場からより正確にいえば次のようになる。小田原攻め

に成功した豊臣秀吉によって関東に封じられた家康が、彼が信認していた後藤庄三郎を京都の師家(じか)・大判座後藤徳乗の代理として江戸に招じ、1593~5(文禄2~4)年に武蔵墨書小判または墨小判とよばれる1両小判および一分判とを試鋳した。小判は量目(りょおめ)4.8匁・品位825/1000である。この金貨は、慶長5年の慶長古鋳小判を媒介として江戸期幣制の金貨として結実するわけであるから、家康のこの行動は金貨はもとよりのこと、そもそも江戸期幣制の開始点・原点となるものである。とまれ金貨・銀貨・銅貨より形成される幣制を、三貨制度と称するのはいいえての妙といわざるをえない。

江戸幕府が全く新たに創設したのではなくて,既存のものの単なる統合にすぎないといいうる有力な証拠のひとつは,その三貨がそれぞれひとつの独立の流通圏・王国を形成していたということに見出すことができよう。より具体的にいえば、貨幣の計算体系にその実体が鮮明に示されている。

金貨銀貨銅貨を鋳造・行使したという点では全く同じである明治以降の貨幣制度は、円銭厘という名称による十進法の計算体系にそのすべての貨幣を統一したが、江戸期幣制では、金貨は両分朱で四進法、銀貨は貫匁で十進法、銅貨は貫文で十進法と全く異質・特殊な貨幣名・計算体系であった。更にいえば、金貨と銅貨とは、それぞれのコインの量目と品位を鋳造命令権者の幕府を信頼することによって不問とし、コインの枚数をかぞえるだけで授受して取引のすべが終了するという計数貨幣であったのに対し、銀貨は品位こそ幕府を信用して不問とするものの、その授受にあたっては、いちいち当事者がその量目を計測し確認しあうことを絶対条件とする秤量貨幣であった。また幕府は政権の担当者・統治者の立場から、一応の金銀銅の三貨間に交換比=比価を法定したものの、実質的には経済実勢にこれをゆだねていた。これらのことから三貨制度が形式的統合のものであって、金銀銅貨のそれぞれがおのが王国を形成するものであったことが明白となるであろう。

ところで今述べた三貨制度の性格は、江戸期貨幣制度の確立期・出発時点に おけるそれであって、270年という時間経過を視野におさめて考察すれば、そ の三貨制度も徐々にではあるが、始点時とは異質のものへと転化・発展をとげ ていくのである。本稿ではそれを、三貨の一員である金貨の立場から、すなわ ち270年という時間にわたる金貨の動態を中心に取り上げてみよう。

Ⅲ 江戸期金貨の特徴

江戸期貨幣制度においては、金貨・銀貨・銅貨はそれぞれに独自の世界をもち、それぞれに異なる貨幣名・単位名をもつものであることは本稿第 II 節において述べたところである。このように相互に異質性をもつものではあるものの、金貨を中心としてこれらの研究をするわけであり、その第一歩として金貨そのものの質=素材の考察からはじめることとする。

というのは、第Ⅱ節において「金と銀と銅を主素材とする三種の貨幣——大まかに云えば金貨・銀貨・銅貨」とのべたのであるが、この表現において「大まかに」と云っても云わなくても、金貨は金貨なのであって「大まかに」という言葉は無用そのものという大方からの反論が予想されるからである。したがってこの反論に対する釈明が必要となるであろう。

現代社会にあっては、金貨・銀貨といえば、その品位――合金比率の差こそあれ、純分としての金なり銀に、銅を雑分として加え、その結果として産出される合金されたもの、いわゆる金ないし銀の素材で鋳造されたものをそれぞれ金貨・銀貨とよぶことは常識となっている。江戸期の金貨と称される貨幣――小判・一分判ついても、これを疑うことなく銅を雑物とした金貨であると判断するのが現代の一般的見解であろうと思われる。ところが事実はといえば、江戸全期を通じて発行されたすべての金貨は、ひとつの例外もなく銀を雑分とする金貨だったのである。小判・一分判等のすべてのものは金と銀の合金材を原料とする金貨であり、これはまがいなき西欧社会にいうエレクトロン貨幣であったことは銘記されてしかるべきことである。

アクセサリーとして女性が愛用する対象物のひとつに琥珀 (こはく) とよばれるものがある。杉・松・桧などの樹脂が地中で変質し琥珀酸を生じて化石化

した軟質の有機化合物であり、一見宝石のような素晴らしい姿をしている。成分は $C_{40}H_{64}O_4$ であって比重は $1.04\sim1.10$ と軽く、海水に浮くものが多い。琥珀の現代英語は Amber である。これは「(海に) 浮ぶもの・漂うもの」の意をもつアラビア語の Anbar を語源とするものであり、したがって Amber は琥珀の軽いという性質に由来するものである。硬度も $2.0\sim3.0$ と軟かい。中国がこれにつけた名称の琥珀の琥とは、虎の形に作った玉・虎の皮の模様をきざんだ玉を意味しており、珀は松脂等の化石化したものを意味する。したがって琥珀との命名は素材のもつ軟性という特徴をとらえたものということができる。

ところでこの琥珀には、その色彩によって区別する二つの言葉が中国にある。 血珀と蠟珀これである。文字から推測できるように、赤色の琥珀を血珀、黄色 ないし橙黄色のものを蠟珀という。現代社会で琥珀といえば当然のことのよう に黄色のものと理解されるのが一般的である。ところが古代の中国や日本では 血珀を重宝していたもののようである。というのも、『本草和名』(延喜18=918 年)では琥珀を瑿(えい)と記し、これに和名として「阿加多未」すなわちあ かだま=紅玉という訓をつけているのだが、その前提となる中国は唐代の書 『新修本草』に「瑿は衆珀の長」とあり、こめ瑿とは千年という時間を経た黒 色の琥珀をさすものではあるものの、現実には「琥珀の最貴の者は名づけて豎 紅という」(『太平広記』)とあるように、昼間にみれば黒く燈下でみれば深紅色 の豎紅を、つまり限りなく黒に近い「阿加多未」=紅玉を宝物視していたから である。このことはわが国における古代遺跡からの出土琥珀には赤色のものが 圧倒的であることによって証明される。出土琥珀の科学的分析の結果によると、 三陸海岸の地にある久慈産のものが主流となって各地にもたらされたもののよ うである。

孝徳天皇の白雉5=654年に第3次遣唐使として高向玄理――この結果として唐に客死することになる――・河辺麻呂らが派遣されたのだが、この時の日本からの貢納品が『旧唐書』の本紀・永徽元=654年12月条に記入されている。その中に

倭国献琥珀……, 琥珀大如蚪

との記述が見出される。このように1斗枡大の琥珀であると特に記入しているところからみると、それが唐人を驚異させるに足る巨大な貴重・珍稀なものであったことを物語るものであるとともに、この大きな琥珀が久慈産のものである可能性がつよく、したがってこれが赤玉=鑿であったことも同然であろう。そういえば中国渡来の多くの貴重品を蔵する正倉院にあって、それらのものを装飾している琥珀も赤玉=血珀が圧倒的である。

東洋における琥珀の赤色に対し、西欧社会での琥珀は黄色が支配的であった。 西欧社会で琥珀を Amber とよんでいることは既述のところであるが、これと ならんで Electrum ともよんでいる。この Electrum はギリシア語の Elektron を語源にするものである。このギリシア語は琥珀の色彩の黄色に着目した輝く という意をもつものである。そしてこの琥珀のもつ黄色を前提にして、金と銀 との合金物の色彩が琥珀のそれに似ているところから、この金銀合金をエレク トラム・琥珀金と称することにもなった。そしてこの金と銀との合金物を原料 とする貨幣のことをエレクトロン貨幣と称したのである。

琥珀面を摩擦すると、その琥珀が枯葉のような軽い、そして小さな物体をひきつけるという不思議な現象が発生する。この現象を可成り古くから多くの人々が見聞しているのであって、例えば1603年に長崎で上木された『日本語辞書』(Vocabvlario da Lingoa de Iapam)の項目「Cofacu」(コハク)でこれを「chiriuosu tama」(塵を吸う玉)と説明している。この吸引現象の認知はそれにとどまるものではないようである。紀元前6世紀前半の人物で万物の根源は水であると説くギリシア最古の哲学者・ギリシア七賢人の一人として有名なタレス Thales もこのことに気づいていたと云われている。『易経』の上経(乾卦・文言・疏)にも「磁石は針を引き、琥珀は芥を拾う」とのべられている。このように琥珀の吸引現象は洋の東西をとわず、早くから広く知られていたものである。この普遍化した現象に対面した16世紀のイギリスの科学者ギルバートW. Gilbert(1540~1603)は流石に科学者らしく、初めに名前ありき!とでもいうかのように、この科学的に未解決の不思議な力をもつものに対し、琥珀ことエレクトラム electrum からとってエレクトリック electric = 「電気性物・

起電物体」と命名したのである。やがて18世紀第四四半期ころから19世紀前にかけて、イギリス社会に展開された産業革命の延長線上に、発電事業が隆盛することになり、電気万能の時代が到来するや、名詞のエレクトリックが形容詞として位置づけられ、それから電気そのものを意味する electricity をはじめとして数多くの電気関係用語としての派生語が陸続と誕生することになる。

琥珀金で作られた貨幣ということで、これをエレクトラムから導かれるエレクトロンという名称でよんだのは、電気用語発生以前のことであるにもかかわらず、電子工学全盛の時代である現在では、新聞・テレビ等のマスコミの世界ではエレクトロニクス electronics という言葉が多用・全盛をきわめ、エレクトロンといえば電子関係のものというのが当然視され常識になってしまっている。しかし事実は、上記の如くエレクトロンは先ず金銀合金=琥珀金貨幣のことであり、琥珀金と電気ないし電子とは言語的に親戚というわけで、電気ないし電子の独占物ではないわけである。

エレクトロン貨幣として世界的に有名なものは、現トルコの地に栄えた古代 王国リディアのギゲス王 Gyges (B. C. 687-653) の手によって自然金銀合金を 素材に鋳造された (B. C. 670) コインであろう。リディアの隣接国であるミュ シア国のキュジコスやイオニア国のフォカイアでもエレクトロン貨幣が存在し ていた。しかしリディア国の中心地であるサルディスを貫流するパクトロス川 の河床から豊富な天然エレクトロンが得られたことと、リディアが農業を中心 とする専制君主国であるものの、東西交流地域に近く商工業も盛んであったこ とによって、リディアのエレクトロン貨幣がその代表的存在となる。

ケンブリッジ学派の鼻祖といわれるマーシャル A. Marshall は、このリディアのエレクトロン貨幣の存在を念頭において、1887年の金銀価値委員会 (Royal Commission on the Value of Gold and Silver) からの諮問に対して「準備メモ」(Preliminary Memorandum) と題する回答書を提出したのだが、そこにおいて彼はエレクトロン貨幣の構想を展開した。銀価値の下落阻止をはかるもので、世に金銀合成本位制 Symmetallism と呼ばれているものである。ただしマーシャルの提案そのものは、金と銀とを実際に合金して貨幣にすることは困難であ

るので、現実には金塊と銀塊とを合金することなく別々においておくものの、 運用にあたってはあたかも合金されてしまっているかのように、観念上では合成されているものとして必ず一定比率で同時にペアーを組んで、例えば 1 kg の金塊とともに 10 kg の銀塊を組合せて使用せよと述べるにとどまるものであった。このためにマーシャルの提案は単なる一つの参考意見として聞かれたにすぎなかった。当時の経済誌「エコノミスト」はこのマーシャル案を嘲笑さえした。ところでこのマーシャルは、古代王国でのエレクトロン貨幣の使用については知っていても、ビクトリア朝のイギリス・世界的規模を誇る大英帝国に身をおく人間として、極東の一小国・日本の江戸期の金貨がエレクトロンであったことなど全く知らなかったのである。そしてこの事情は欧米経済学者に共通するものでもあった。

欧米学者におけるこの事情に対してはもとより例外もある。例えばデル・マルがそうである。彼は江戸期金貨がエレクトロンであったことを知っていた。しかし彼は経済学の世界では異端者・小数派的存在であった。例えば絶版の経済学書のリプリントで有名なケリー社(A. M. Kelley)が出しているカタログの解説・紹介において、デル・マルのことを『一般理論』におけるケインズ(Keynes, J. M.)の先駆者ではあるが「アメリカの貨幣論異端者」(An American heretic)と記していることがその証左である。マーシャルがこのデル・マルの言説を無視し、また遙かな遠い一島国の日本における事実を知らなくても無理もなく不思議なことでもない。

ただし世界の趨勢はこうだとばかりに、日本の経済学者・貨幣論の権威といわれる人物が、エレクトロン貨幣の記述にあたって、忘れることなく必ずリディアにおけるエレクトロン貨幣に言及するものの、その存在は古代のみであるとマーシャルの権威を背にして一方的に宣言し、日本のエレクトロン貨幣を見落としていることを正当化しようとすることはいただけないことである。日本に生をうけ成人した学究が、足下の日本の事実・江戸期貨幣の事実に目をつぶり知ろうとわせず、自分の無知ぶりをかえりみないのはどうかと思われる。

それはさておくとして江戸期金貨群は西欧社会の金貨とはことなり、金銀合

金=エレクトロン貨幣であったことに大きな特徴がある。金貨が銅ではなくて 銀を雑分とするようになったのは幕府を開いた徳川家康が命じた、金貨は世人 から尊敬をうけるように最も価値あるものにすべしとの見解によるものという。 そして事実として家康の遺命は幕末まで遵守された。このことは日本が西欧社 会で行なわれた銅を雑分とする合金法を知らなかったがためではない。金を銅 と合金した場合、金色が赤味を帯び美的色彩を発揮することは、西欧同様に日 本でもよくしられていたわけで、主として贈答用に使用された大判金には、銀 以外にそのための銅による合金が行なわれているのである。要するに江戸期の 金貨は銀を雑分とするエレクトロン貨幣であった。この金銀の合金比について であるが、金貨というからには金が純分であって銀が雑分であることは当然で あり、また雑分とよばれるものが少量であって純分とよばれるものが多量であ ることも当然のこととされる。ところが長い江戸期にわたって鋳造された金貨 群の中には、当然視される金銀比が逆転し、純分の金が少数派になり雑分の銀 が多数派となるものが相当に出現していた。その代表は1824=文政7年に鋳造 された通称角一朱こと文政一朱判である。金12:銀88という品位であって、こ れをぬけぬけと金貨と呼ぶには可成りの精神的努力がいる。これについては、 火災による熱のために小数派の金が多数派の銀の中に入りこみ、金貨変じて銀 貨になったと騒がれたというエピソードがある。このように江戸期金貨が銅で はなくて銀を合金材料としたこと、しかも銀が金よりも多数派になったという 事実を念頭において「大まかにいえば金貨」という表現した所以である。

IV 明治金本位制度における問題点

江戸幕府を倒し、資本主義経済体制導入による近代国家の建設を国是とする明治新政府は、多事多端であるにもかかわらず、万難をも排してとでも形容できる努力をもって、近代国家建設の証として設定したもののひとつが、1871 (明治4)年5月に公布された「新貨条例」という貨幣法によって確立された金

本位制度の円銭厘体系による近代的貨幣制度であった。明治貨幣制度の円銭厘という単位名称は、新貨条例によって円が「起票」・「原称」つまり基本単位となり、銭厘はその補助単位として位置づけられた。すなわち円は本位貨幣の金貨が担当し、銭と厘とは銀貨と銅貨とが担当し、それを金貨に対して補助貨幣と位置づけた。

ところがこの明治4年に誕生した金本位制度は、対外的には近代国家建設に伴なう必需品輸入による慢性化された入超や対朝鮮・中国との武力衝突等による出費、対内的には西南戦争にピークを見出す一連の不平武士による反乱の鎮圧等に必要な出費、更にはより強力な国際的金銀比価の変動によって、金本位制度の維持が困難となった。やがては貿易銀こと一円銀貨を実質的本位貨幣とする制度となってしまった。国際的金銀比価は銀価値の不断の下落という方向へ変動したのであるが、実質的銀本位制であった日本の物価は、このためにしらずしらずのうちに金に比してインフレを惹起することになってしまった。したがってたまたま1894・5(明治27・8)年の日清戦争の勝利によって入手した賠償金を中心にして1897(明治30)年に金本位制度を制定することになり、これは1871年の金本位制度に対して再建ないしは第二次金本位制度とよばれるべきものであるが、この基本単位を具現すべき原貨の1円コインの金平価は、インフレの作用によって半減することになってしまった。

具体的にのべれば明治4年の場合,0.4匁=1,500ミリグラムの純金をもって1円としたのに対し、明治30年にはその2分の1の0.2匁=750ミリグラムの金をもって1円としたのである。品位10分の9という共通の内容をもつ金貨ではあるものの、明治4年の場合でも既に、原貨の1円金貨を鋳造するには、平価0.4匁という金の絶対量は小さすぎるものであった。しかし金本位制度の樹立にあたって原貨としての1円金貨鋳造は不可欠のものである。したがって当初、20円・10円・5円・2円・1円の5種の金貨の極印模様はすべて共通にすべく計画され、加納夏雄の手による図案が採用されることになった。ところが1円金貨のみは、その繊細にして精密な図案模様のすべてを造幣技術上から極印として実用することが不可能となり、最終的には1円金貨のみ、その表面に位置

すべき国家元首たる天皇を象徴する竜――より正確にいえば、銅銭に用いられた口を閉じている吽竜(うんりゅう)に対し金貨のそれは口を開けている阿竜(ありゅう)である――の図をとりやめ「一円」という金額表示の極印にてすませることにせざるをえなかった。0.4匁という金量が形成するコイン面積が精緻な竜を印刻するには余りにも狭小すぎたからである。この図案変更のため、他のすべての金貨が明治4年に本格的に鋳造されているのに、1円金貨だけは翌5年から鋳造されることになる。

因みに、金貨に天皇のプロフィールをと強く主張したのは、1870 (明治3)年に造幣首長として日本に着任したキンドルであるが、そしてこれは西欧の君主国では常識となっていることであるが、結局は天皇像を貨幣面上におくのは護れ多いことだとして竜を以て天皇を象徴するものにした。この天皇像をコイン面に採用することは畏れ多いとの保守思想は意外に根強いものである。このことは昭和天皇の在位60年を記念しての10万円金貨に天皇のプロフィールをという強い広い要請が、畏れ多いというひとりの発言によって沙汰やみになってしまったことによって証明される。20世紀も終ろうとする1987年の出来ごとである。竜を以って天皇――皇室を象徴するという思想は中国のものである。ところがこの中国を日清戦争において破った結果、それまで竜図のある方がコインの表とされていたのを裏面と逆転させることになった。明治30年である。そして第二次金本位制度制定にあたり金貨の極印を改め、竜図も日章に代えられてしまった。

さて極印模様をかえて金貨の鋳造を行なう第二次金本位制度下における1円の金平価は既述のように明治4年の0.4匁=1,500ミリグラムの半分にすぎない。この0.2匁=750ミリグラムという絶対量では、コイン品位を不変とすれば――実際にも不変であった――、極印問題はおろか、そもそも1円金貨そのものの鋳造すら技術的に極めて困難ということになった。たとえ手先が器用とて無理して鋳造したとしても、極小型の金貨であるにすぎず、これは日常の経済手段として駆使するには人間工学的にみても小さきに過ぎ、実用に耐えるものではない。かくて終いに1円金貨の鋳造は断念され、5円・10円・20円の三種の金

貨だけが鋳造された。このために金本位制度でありながらも、その基本単位の 具体物としての原価・1円金貨不在という事態をめぐる是非論争が発生するこ とになる。

明治30年の金本位制度は原貨としての1円金貨を鋳造しない変形のものであったが、この事態に付随してもうひとつの問題が生じた。1882 (明治15) 年には、わが国はじめての中央銀行としての日本銀行が創立されることになった。日本銀行は通貨価値の安定をはかるため、1885 (明治18) 年から兌換銀行券の独占的発行を開始したのであるが、当時の経済的事情によって、発行されたその銀行券は1円銀貨と兌換されるものであった。銀行券にも「日本銀行兌換銀券」と印刷されていた。特に大黒札との通称でよばれる1円券には当時における裏面――明治30年に表面と訂正される――と規定されていた漢字表記の「一円」という価額面の1円銀貨そのものの図が印刷されていた。この1円銀貨を印刷するということは、つづく1889 (明治22) 年発行の改造紙幣1円券にもうけつがれている。

明治30年の第二次金本位制度の制運にあたり、日本銀行券は銀貨から金貨へとその兌換の対象を変更することになり、これに対応して「日本銀行兌換銀券」から「日本銀行兌換券」と改称されることになった。ただ鋳造される金貨の最小単位が5円であるところから、発行される対日本銀行兌換券は5円以上のものとなり、1円券の発行はなされず、同時に旧1円券に回収の方針がとられ、50銭銀貨がその穴をうめることになった。ところが小額銀行券の需要が極めて強く、ために1円銀行券は回収整理されるどころか、逆に印刷は継続され増刷され、実に1944(昭和19)年に不換1円銀行券が新規発行されるまで現役として流通していたのである。このことは1円という基本単位を具現する流通手段の意義を如実に示すものである。ただしこの場合「此券引換に銀貨一円相渡し可申候也」と印刷した兌換銀行券が金本位制下に堂々と流通していたわけであり、したがってこの1円銀行券の性格をめぐって論争が生じることになる。その論争の核心を示すものは福田徳三がこれを「変態たる一円兌換券」ときめつけたことであろう。

ところで読者は必ずや不思議に思われていることとおもう、本稿のとりあげているテーマが江戸期の幣制であるのに、それが明治期のそれであるかのように円貨幣にこだわりすぎてはいないか、と。しかしそれには他意はないのであって、上記の論争が起こる理由は、一寸言及したように、金本位制度下での円銭厘体系において、その基本単位・中心単位が円であるからには、その1円を具現する原貨としての金貨の存在が絶対的なものとみなされるものであるということを示したかったにすぎない。そして更に、そのことによって、金本位制度下であれば貨幣の基本単位を具体的に示す原貨が存在し、また逆に原貨としての本位貨幣が示す貨幣単位は基本単位であるということが一つのルールとして認識することができるのである。ただしこれはあくまでも近代的貨幣制度のルールなのであって、これを前近代社会にそのまま適用するのは不可であることは多言無用であろう。このことを十分に認識しつつも、このルールの観点に立って江戸期貨幣制度、その金貨群のあり方を中心にして考察をすすめることにする。

V 金貨とその単位

銀貨・銅貨とは別個の世界を形成する金貨が、その象徴として保持したものは両・分・朱という貨幣名・単位名がこれである。そして1両=4分、1分=4朱という四進法の計算体系もこれまた同然のものであることは周知のところであろう。ところでこの両・分・朱という三つの単位のうち、どれが基本単位であり、また補助単位なのであろうか。前節の明治期幣制の観点からすれば、すなわち正規の金貨が鋳造されている単位が基本であるとすれば、一応両と分ということになりそうである。というのはここに掲げた江戸期全金貨表をみれば明白なように、小判と1分判とは全期を通じて鋳造されているのみならず、両者は品位において全く同じであり量目においてのみ計算通りに一分判は小判の4分の1であり、そして両者は一緒に鋳造されていたからである。しかし一

分判は実用の観点から補助貨幣ではなくて単なる小額金貨として鋳造されたまでのものであるから、中心はそして原貨は一両の小判ということになる。事実として幕府の公式文書上における鋳造した小判量には、つねに一分判を含むものとして表示されている。したがって一分判の代表は小判ということであり、したがって分という単位は両に対する補助単位ということになる。このことを証明する別の事実もあるのだが、これは後述するところである。一分判に対してこのように位置づけれらうる小判であるから、当然に小判を、それ以外の金貨――二分判・二朱判・一朱判――に対し、原貨としての常鋳金貨・基本金貨と規定することができる。そして上にその他と分類した金貨はこれを臨時金貨またはその理由は後述にゆずるが補助的金貨ということができるであろう。ということは、これらの金貨が担当する単位が両に対する補助単位ということにもなる。したがってこれからこれらの単位とその担当貨幣の考察を朱からはじめることとする。

江戸期金貨表

	小判	二分判	一分判	二朱判	一 朱 判						
慶長金	0		0								
元禄金	0		0	0							
宝 永 金	0		0								
正徳金	0		0								
享保金	0		0								
元 文 金	0		0								
文 政 金	0	8	0		0						
天 保 金	0		0	0							
安 政 金	0	0	0								
万 延 金	0	0	0	0							

○----鋳造された金貨。

小判(一分判を含めて)が原貨であり常鋳・基本金貨であるとすれば、朱は金貨特有の単位でありながらも、両・分に比して口では唱えられるものの幕府当局からは軽視された単位ということになる。江戸期全体を通じて二朱判は3回出現しているが、一朱判は前にも後にも文政金のそれのみである。しかもこの文政金として出現した角一朱とよばれる一朱判は、当局の規定によって金12対銀88という合金比率のもので、実質的には銀貨然たる金貨であった。これは幕府財政の悪化に対する一策としての貨幣の改鋳=悪鋳による収益=出目(でめ)めあての金貨であって、江戸期

金貨にあって最悪の品位であり、評判も極めて悪く庶民から忌避されたものである。したがってこの一朱判の流通は有名無実であったといってよく、したが

って金貨のかかわる朱という単位は空位のものといってよい。そして朱の単位 は実際には銅銭によってカバーされていたのである。もとより銅銭そのものは 金貨同様に本位貨幣であるから、銅銭が朱単位の決済機能を果たしたとしても、 これをもって銅貨は金貨に対する補助貨幣とするのは行きすぎで、この場合は 補足貨幣・補完貨幣というべきであろう。

朱の単位がこのように空位であったにしても、二朱判の存在事実からみてこ の単位・朱を更に検討してみる必要がある。われわれは別の研究で江戸期貨幣 制度の動向を分析し、三貨制度とよばれる貨幣制度も、1772 (明和9)年の明 和南鐐二朱判という二朱銀貨の出現をもって,事実上のあるいは実質的な金本 位制度が成立したと主張したことがある。このような私見がもしも承認される のならば、この明和南鐐二朱判とよばれる計数貨幣としての銀貨は金貨を本位 貨幣とする補助貨幣として機能するものであり、このような銀貨にゆだねる二 朱という貨幣単位は補助単位と位置づけてもよいであろう。この観点から補助 貨幣としての銀貨をながめてみると、この明和南鐐二朱判につづいて、1824 (文政7)年の文政南鐐二朱判・1829(文政12)年の文政南鐐一朱判の補助銀貨 が鋳造された。したがって二朱という単位は勿論のこと、そもそも朱そのもの 全体が完全に補助単位となるのである。そればかりではない。ついに1837(天 保8)年にいたり天保一分銀が鋳造・発行され単位・分まで補助単位と化すの である。しかし補助貨幣としての銀貨の額面額進行もこの一分までであって、 これ以上には進んでいない。すなわち1両銀貨というものを江戸期を通じて幕 府は鋳造していない。1両は金貨のみが守備範囲とする単位であった。このこ とからおして、当時の人々に近代的な明確な区別はなかったかもしれないが、 両・分・朱の貨幣単位にあって、両が基本単位であり分・朱はそれに対する補 助単位と意識されていたことになろう。1両を担当する一両金貨を、大判に対 する名称であるとはいえ,それを小判とのみ唱えてそれ以外の通用単位名― 例えば一両判――をもってはよばず、二分判・一分判・二朱判と明別したこと にも両を基本単位とする意識の介在をしることができる。したがって両分朱と いう貨幣単位にあって両を基本単位として規定することができる。

金貨だけが独占的に担当する両という貨幣単位の絶対的価値量は、それを具現する小判の金量が含む価値量によって決まる。つまり1両の価値量は小判のもつ金量のそれに依存することになる。いま小判の実体を形成する金量の変動を概観すると、金量の減少化ということができる。もとより新井白石・徳川吉宗の道義的復古主義によって創設時金平価にもどるというような金量変化に起伏があり、一直線に減少したものではない。しかし支出の不断的増大傾向による幕府財政の慢性的赤字に対する出目収入と、貨幣的経済の発展にともなう通貨需要の増大に対処するための通貨量増加をはかるという条件は江戸期全体を貫徹するものであった。したがって基本通貨・原貨としての小判は、品位こそ慶長金の1,000分の863から安政金の555までというように50%を割ることはなかったが、一枚あたりの金量は慶長小判の4.1匁から万延小判の0.5匁というように凡そ8分の1に減少してしまった。

小判金量の減少にはそれぞれの理由がある。たとえば元文小判の場合は、道 義的復古主義による正徳・享保金の慶長金への復帰=重鋳による通貨量の収縮 にもとづくデフレーション・経済不況を解消するための経済政策・通貨量増大 の手段としての軽鋳を第一義的なものにするものであった。また万延金の場合 は墓末の開国時のトラブル、すなわち诵俗的にいわれる、ということは正しく は比価とは決していえない. いわゆる日本の金銀比価を国際比価によせるため の対策としての軽鋳によるものであった。しかしそれ以外のものは、というこ とは金量減少の支配的原因は幕府財政赤字の解消のための金貨改悪鋳による出 目追求にある。出目を求めての軽鋳率は慶長金(4.1匁)から元禄金(2.67匁) への約35%減が最高である。しかし文政金以降における軽鋳率は、軽鋳への改 鋳間隔が短縮化したこともあって、元文金から文政金への場合は約14%減、文 政金から天保金へは約13%減、天保金から安政金へは約20%減というように、 比較的低率の傾向がみられる。この元文金:文政金に始まる低率の軽鋳は、全 くの思いつきによるものなのか,あるいは依拠すべきものがあったのか,ある とすれば何を基準にしてそれが決定されたのであろうか。節を改めてこのこと を論じてみよう。

VI 金 平 価

江戸期金貨には基本通貨としての小判(一分判を含む)と臨時通貨としてのそれ以外のもののあることは前節で述べた通りである。臨時通貨としては二分判・二朱判・一朱判であるが、その中の二分判のごときは江戸期後半に集中されて出現し、殆んど常鋳のものの観を呈している。このことをふくめ、これからの議論進行にあたって便利なように、量目・品位・純金量をつけた江戸期金貨表をかかげておこう。

江 戸 期 金 貨 表

(単位・匁、品位・4分)

種	数	小 判		二分判		一分判		二朱判			一朱判					
		量目	品位	純分	量目	品位	純分	量目	品位	純分	量目	品位	純分	量目	品位	純分
慶	長	4.76	863	4.11				1.19	863	1.03						
元	禄	4.75	564	2.68				1.19	564	0.67	0.60	564	0.34			
宝	永	2.50	834	2.08				0.63	834	0.52						
Œ	徳	4.76	857	4.08			—	1.19	857	1.02						
享	保	4.76	861	4.09				1.19	861	1.02						
元	文	3.50	653	2. 28				0.88	653	0.57						
文	政	3. 50	561	1.96	l li	563 (眞文) 489 (草文)	0. 98 0. 85	0. 88	561	0.49				0. 38	123	0. 05
天	保	3.00	568	1.70				0. 75	568	0.43	0.44	299	0.13			
安	政	2.40	555	1.33	1.50	203	0.30	0.60	555	0.33						
万	延	0.88	573	0.50	0.80	228	0.18	0.22	573	0.13	0. 20	228	0.05			

小判・一分判の常鋳貨とそれ以外の二分判・二朱判等の臨時通貨との間には、 この金貨表によって明確な差異のあることがわかる。そしてその例外をなすも のが初期の元禄二朱金であることもわかる。

小判と一分判との間には、その計算体系にそって、品位は同じで量目において 4:1 の関係が保持されている。このことは江戸期の全小判全一分判に見出されることである。元禄二朱判の場合も、品位は小判・一分判と全く同じであり、量目したがって金量も一分判の 2 分の 1 となって計算体系に忠実である。

二朱判第1号としてのこの元禄二朱判は一分未満の取引に便利のために鋳造されたものである。とはいうものの、財政赤字対策の妙手として出目確保のために大改悪鋳が隠密裡にすすめられ、その成功のための絶対条件である新鋳の軽量元禄金と重量の慶長金との引替を促進するために、元禄小判とのみ引替えられ、慶長小判との引替えは拒否することによって、元禄小判をもつ者だけが行使できる特典とされた。

このような特別の使命をおびた元禄二朱判は,江戸前期にあって文字通りの臨時通貨にふさわしく孤立して発行された。この点で江戸後期に集中して発行され常鋳貨化された二分判・二朱判はいささか趣がちがう。先ず気づく第1のものは,文政金の場合こそはその第1号ということもあって,量目で小判3.5 匁・二分判1.75 匁と2:1 の比率が守られているが,安政金の場合は小判2.4 匁・二分判1.5 匁で1.6:1 と,万延金の場合は小判0.88 匁・二分判0.8 匁で1.1:1 というように,四進法の計算体系における約束は無視されてしまっている。

気づく第2の点は量目における関係よりももっとアンバランスな関係がその 品位にしたがって金量に見出されることである。安政金の場合,小判の2分の 1の通用価値をもつ二分判であるにもかかわらず,その金量は小判のそれの4 分の1にもみたないものであり、万延金においても二分判の金量は小判の3分 の1にすぎない。

気づく第3のものは、二分判と二朱判をともにそろって発行している万延金の場合に明示されているように、二分判と二朱判との間には量目・金量において4:1の関係が保持されていることである。ただし小判と二分判との間には四進法の計算原理が否定されているから、金貨は小判および一分判と二分判および二朱判との二つのグループが形成され、両者間に金量の較差があるということである。

これらの点を総合すれば、小判と同じ品位を維持するとすれば、当然に貧相に小さくなるはずの二分判・二朱判を、その品位を極端に落とすことによって 図体のみを過大にしたものということができる。これらの二分判・二朱判が江 戸期後半、特に幕末近くに集中しているのには、やはり江戸期における貨幣的 経済の発展にともなう通貨量増大の要求という理由を無視することはできないであろう。すなわち流通手段としての利便のため、銀量をことさらに増すことによって行使しやすい相当の大きさを確保したのである。しかしここに一つの疑問がある。元来、両・分・朱は金貨特有の単位であり、そうであるからには、元禄二朱判に見られるように、四進法体系にそった金量化が維持されてしかるべきである。ところが文政金以降の二分判・二朱判の金量は計算体系における比率を無視するものであって、このような法則破りの金貨が出現した理由はなにかということである。

江戸貨幣制度の三貨制度が経済社会情勢の変化に対応して変質し、1772(明 和9)年に実質的という条件つきながらも金本位制度になったということは前 節で指摘したとおりである。つまり金貨の原貨である小判を本位貨幣として二 朱銀貨を鋳造したのである。この銀貨は、本来の銀貨である丁銀に比してより 少量の銀で二朱判(金貨)と同じ購買力を幕府に与えるものだったのである。 即ち出目を幕府のために生みだすものだったのである。補助貨幣としてこのこ とは当然のことである。補助貨幣としての二朱銀貨の流通に成功させた幕府当 局は、出目成果を拡大すべく、これを金貨にも適用するために考え出し実現し たものが、二分判としては第1号の文政二分判なのである。それ以降、通貨量 増大への社会的要求にこたえるためと、出目を入手するために、幕府は一分銀 ・二朱銀・一朱銀という銀貨ともども、二分判・二朱判という流通手段用とし ての特質をそなえた金貨を鋳造し、しかもその発行量は、金貨鋳造のウェイト がこれにおかれたため増鋳がつづけられることになる。この二分判も、当初こ そ量目において四進法ルールに忠実であることによって軽量金という内実をか くし体裁をととのえたものの、その続鋳につれて、量目における四進法ルール すらも無視し、金出目の追求という第一目的達成のためのなりふりかまわぬ姿 をとることになる。

鋳造・発行の主体が同じであって、その通用力においても同じであるにもかかわらず、品位・含金量において較差・差異のある二種の金貨が流通するとすれば、その結果として如何なる事態が発生することになるであろうか。その答

えは明白である。「悪貨は良貨を駆逐する」で有名なグレシャムの法則が作動するのであって、悪貨である二分判が鋳造・発行されるや、それに対応して良貨である小判(一分判)は流通界から引揚げられ、隠匿・溶解されてしまうのである。

悪貨としての二分判金貨の出現による作用はそれにとどまるものではなかった。江戸期金貨の歴史を眺めてみると、江戸期後半の原貨・小判の金量変化にひとつの法則性が見出される。文政年間(1818~30年)につくられた

新吹きが 一両三分 三朱出来

という川柳がある。文政元年の眞文二分判,文政2年の小判および一分判,文政7年の一朱判と南鐐二朱判(二朱銀貨のこと)を総括し、これを諷刺ないし皮肉ったものである。この川柳がからかっているような悪貨が集中的に鋳造されだしたのは、元文金によってハズミのつけられた改悪・出目政策が、浪費家の将軍・家斉時代に一層の拍車がかけられることになったからである。

それはともかくとして、元文小判に比しての悪貨である眞文二分判が文政元年に出現するや、元文小判はたちまちにして流通過程から姿を消してしまった。これに対応して幕府は姿を消さない小判として新たに文政2年に小判を鋳造することになった。文政小判である。この文政小判の金平価は、眞文二分判2枚=1両分の金量1.96匁にあわせて、すなわち小判の量目・品位・金量がより小額金貨のそれを規定するのが当然なのに、逆に二分判が1年後の小判の金量を規定することになったものの、これによって辛うじて消えてしまった小判を再現・発行するという面目を保ったのである。ただしこのことは当然の事態である。というのは、幕府自身は二分判が小判に対する補助金貨であるなどというような布告は出していないということと、二分という単位を担当するコインとしては金貨のみであり、二分銀といったものを鋳造したことはないという事実もないところから、実質的補助貨幣の金貨であるとはいえ、公式には二分判は本位貨幣そのものとして価値尺度となって機能を果し物価上昇を招来することになる。新鋳の小判がこの物価に順応する限り、この物価を支えている二分判の金量に規制されざるを得ないのである。

しかし財政赤字に悩む幕府はまたぞろ出目を入手するために、この文政小判を前提に、0.85匁の金量をもつ草文二分判を文政7年に新たに鋳造し、1両あたり0.2匁の出目をねらうことになる。だがそれは必然的に文政小判を流通過程から駆逐することになり、天保小判の新鋳を余儀なくなせることになるのだが、この天保小判の金量も1.7匁と草文二分判の金量に規定されることにならざるをえなかったのである。

文政小判と天保小判には、それぞれその直前発行の二分判の金量によってそれぞれの金平価が規定されるという法則が見事に成立する。しかしそれにつづく安政小判の場合には二分判の不在、万延小判の場合は対外問題を契機とする金量の強制的削減であったため、上記法則がズバリと貫徹するものではなかった。しかし安政小判の金量1.33匁は天保二朱判一両分の金量1.04匁に近く、万延小判の金量0.5匁も安政二分判一両分の金量0.6匁に近い。これらのことから、江戸後期の基本通貨・原貨としての小判の金平価は、流通手段としての機能を主要機能とするいわば補助的金貨の金量によって規制されるという法則を検出することができる。

この法則を確認する時、革命によって政権を入手した明治新政府が1871 (明治4)年に発足させた円・銭・厘体系の新幣制、なかんづく原貨の1円金貨がもつ金平価の絶対量の決定についての理解は容易になる。明治新政府は明治2年まで万延二分判と全く同じものというふれこみで明治二分判を鋳造・発行したのだが、実のところは、1枚当りにつき金量は、万延二分判の0.18匁に対し明治二分判は0.17872匁と軽量であった。したがって明治二分判2枚=1両分の金量は0.35744匁となる。ところで明治二分判は量目においては万延二分判と同じ0.8匁であり、その1両分の量目は1.6匁で、その金量との差の1.24匁は雑分としての銀である。この銀量を当時の国際金銀比価によって金量に換算すれば、それは0.0774匁の金相当となるから、明治二分判1両分の素材費は0.43484匁の金相当になる。この数値こそが明治新貨幣の原貨・1円金貨の金平価に課せられた枠であるというのが上記法則から導き出せる一つの結論である。そして実際の1円金貨の金量は0.4匁であった。

0.4欠という数値は、(イ)1円金貨の金量は江戸幕府の万延二分判1両分の金 量3.6欠よりも重たく、したがって明治新政府の面目が立つ。江戸幕府を倒し た直後の人心・政局不安の状態にあっては、この物的量的隔差は新政府の威信 を確立・明示するための絶対的なポイントである。もれた情報源こそ不明では あるものの、明治2年3月24日発行の『官許六合新聞』(第2号)の報じるとこ ろによれば、新政府の案では1円の金平価は0.433匁であるというし、明治3 年末仮定の銀本位制度のための『新貨条例』においても、補助貨幣と位置づけ られる金貨の円金平価は0.385匁とされていた。両者のいずれもがともに案と しての純分量の域を出るものではないものの、江戸期金貨――万延二分判2枚 = 1 両の金平価に対しては新政府金貨の純分量を重くするという意識・意志が 新政権確立当初からあったことをこれらの数値が明白にわれわれに伝えている。 この意識・意志の具体化物として存在するものこそが0.4匁という1円金貨の 純分量なのである。(中)1円金貨の総素材価値量(雑分の銅のそれをもふくむ)は 明治二分判1両分の素材価値量0.43484匁の金相当量よりも低いため、財源に 悩む明治新政権に財政負担を軽減することになる。(^)グレシャムの法則によっ て流通界を支配している二分判2枚=1両を新1円との金量が近似であるため, 両物価から円物価への移行にあたり、1両=1円としていわば単なる名称変更 だけで終わらせ、物価激変をおさえることに成功した。これは政情不安な時期 だけにその意義は極めて大であって決定的なものといってもよい。

明治新1円金貨は、このように補助金貨である万延二分判・明治二分判が小判にあたる1円金貨を規制したわけであって、江戸期金貨にみられる法則の延長線上におさまることが明らかとなる。第1節でのべたように、明治以降における欧米からの異質な文物百般の導入・新たな高度の資本主義的技術の導入に成功したのも、実は既に江戸期にそれをうけ入れてわが骨肉とする素地が出来ていたからである。これとのかかわりあいでいえば、二分判2枚という意味での万延元年の1両は、まさしく万延元年における1円であったということができる。幕末は世に明治維新といわれている。これは読んで字のごとくコレアラタナリであって、明治になってすべてのものが改まって新しくなるということ

である。西洋のものが導入され文明開化の波にさらわれ、世の中は様変わりになったことは事実である。貨幣も楕円形や長四角の形態が改められすべてが円形となったし、計算単位・計算体系も両・分・朱の四進法から円・銭・厘の十進法に改められて事態は一変した。しかし一変したという外貌の中味は意外にも江戸期の作用を保持していたのである。その代表が金平価であるのだが、維新とよばれるにふさわしい外観の断絶にもかかわらず、その実体・内容には江戸期よりの連続性が保持されていた。いままでの日本貨幣史において不当にも軽視ないし無視されてきたものはこの連続性である。

- 1) 拙著『渡来銭の社会史』(中公新書)1987年を参照ねがえれば幸甚である。
- 2) 前島己基「琥珀の道」 —— 『ファイナンス』 1988年9月号, 2~3ページ。
- 3) 土井忠生・森田 武・長田 実編訳『邦訳・日葡辞典』岩波書店版,1980年,138ページ。
- 4) Keynes, J. M.; Official Papers by Alfred Marshall, 1926, pp. 19-31.
- 5) Del Mar, A.; Money and Civilisation, 1886, chap. xx.; History of Monetary Systems, 1895, pp. 4, 159.

デル・マルはその根拠を示していないが、なぜか彼は、日本ではエレクトラムが1866年まで貨幣として使用されたと書いている(History, p. 4.)。事実は1869 =明治2年までである。

- Kelley; 1968-9 Advance Catalogue, Reprints of Economic Classics, 1968, pp. 18, 75.
- 7) この物理的現象がどうして発生するのか、門外漢の筆者はこれを知らない。教示をあおぎたい。
- 8) 新貨條例 (明治4年), 五丁。
- 9) 福田徳三;『経済学原理――流通篇(下)』[改造社版『経済学全集』第4巻] 620~2ページ。
- 10) 拙著『円の誕生――近代貨幣制度の成立〔増補版〕』1989年,59~80ページ。
- 11) 『六合新聞』第2号・4丁――『明治文化全集』第18巻、562ページ。
- 12) 内閣記録局編『法規分類大全』第1編・政体門5・制度雑款3・貨幣紙幣・貨幣1,明治23年,111ページ。